

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	5 件

## 岐阜国民年金 事案 477 (事案 75 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで  
当初の判断後、申立期間に係る新たな証言者が見付かったので、納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A市の国民年金保険料収入台帳の作成時期が申立人の記憶する加入時期と異なること、及び同台帳により昭和49年4月から同年12月までの保険料が同年12月7日にさかのぼって一括納付されていることが確認できることから、申立人は、当該納付と混同していることも完全には否定できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年4月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人が見付けた新たな証言者に聴取したところ、「申立人の取引先の会社は昭和49年ごろ倒産し、申立人はその当時(昭和49年12月ごろ)、生活には余裕が無く、保険料を一括して納付できる状況ではなかった」との証言が得られた上、申立人の夫はその時期取引先の会社が倒産し、一括で保険料を納付できる状況ではなかったと一貫して主張している。

また、申立人の夫は「昭和49年3月にA市役所から電話があり、未納保険料を5年間さかのぼって納付するよう勧奨されたが、その時期は結婚したばかりでお金が無かったため、申立期間の半年分の保険料を納付した」と述べており、そのA市役所から電話があった時期は、2回目の特例納付期間中である上、その制度を利用し20歳まで5年間さかのぼって保険料を納付することは可能である。

これらのことから、申立人の夫の証言は信<sup>びょう</sup>憑性が高いと考えられ、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から45年3月まで

昭和43年6月に父親が大けがをしたため仕事ができなくなり、実家に帰ってきたが、5か月ほどたっても父親は仕事ができる状態ではなかったため、実家に住むことになった。そこで同年11月に住民票を移し、住所移転手続とほぼ同時に国民年金の加入手続をした。保険料は毎月納税組合の集金により納付していたので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、申立期間の国民年金保険料と一緒に納付していたとされる申立人の父親及びその母親も国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその父親は、昭和48年1月から60歳資格喪失するまでの間に付加保険料を納付しており、納付意識が高かったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に納付したと主張している保険料額は、申立期間当時の保険料額と一致しており、申立人の主張に不自然さはみられない。

加えて、申立人が証言者と主張している納税組合長から、申立期間当時の集金方法等の具体的な状況及び申立人の国民年金保険料を集金していたとの証言が得られ、その内容には不自然さは無く、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 5 月、同年 6 月及び平成元年 2 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における申立期間②に係る資格取得日を昭和 63 年 5 月 11 日に、申立期間③に係る資格喪失日を平成元年 3 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 10 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主が申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 63 年 4 月 30 日から同年 7 月 1 日まで  
③ 平成元年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

昭和 62 年 3 月に派遣会社である A 社に入社した。途中、会社の名称変更はあったが、退職したことは無く、交通事故で入院した 15 日ほどの期間を除き、通常勤務しており、給与振込の記録もあるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、会社から提出された在籍証明書、雇用保険の加入記録より勤務していたことが確認できる。

申立期間③については、事業主の証言により A 社と B 社はグループ会社であり、前者から後者への移籍において、申立人と同様に記録が無い者が 47 人確認できる。このうち、申立人と同じ職場で勤務し、同様の職務に従事していた後輩も申立人と同様に申立期間③において厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、当該後輩が所持している給与明細には、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人に係る平成元年1月の社会保険庁のオンライン記録より10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、平成元年2月28日資格喪失、同年3月1日資格取得となっている者が多数いることが確認できる上、事業主が資格喪失日を同年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、派遣されていた事業所の上司、同僚から、申立人は交通事故による入院から復帰して、昭和63年5月より勤務していたと複数の証言を得ており、同年5月分の給与支払が確認できることから、同月から勤務していたことがうかがえる。

また、勤務部門の係長という立場で、他の社員の勤怠を管理する立場にあり、同部門で申立人と同一業務で勤務していた部下が全員厚生年金保険に加入していた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は昭和63年5月及び同年6月において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和63年7月の社会保険庁の記録より10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、申立人が所持する給与振込の控えより、在籍していたことは確認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等関連資料は無い。

また、当時申立事業所で社会保険事務を担当していた従業員に確認したと

ころ、「月の途中の入社は、すべて翌月 1 日取得にしていた」との証言があり、他の従業員もほとんどの者が 1 日取得である。

さらに、雇用保険の資格取得年月日も厚生年金保険の資格取得年月日と同日の昭和 62 年 5 月 1 日である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 204

### 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和20年9月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については20円とすることが妥当である。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月1日から20年8月ごろまで

昭和18年4月1日にA社C製作所D工場に入社した。19年10月に軍に志願し同年12月に合格通知を受領したが、入隊が延期になり、終戦まで継続勤務していたので、申立期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が勤務していたA社で保管されていた終戦時の厚生年金保険被保険者名簿において申立人に係る昭和19年10月の標準報酬等級と控除金額が記載されていること、申立人が23年1月に任用されたEに保存されていた自ら記載した履歴書から「20年8月終戦に依り退社」との記載があること、及び同郷の同僚における終戦まで勤務していたとの証言から、申立人は申立事業所において20年8月ごろまで継続して勤務していたことが認められる。

一方、F社会保険事務所で保管している被保険者名簿には、申立人を含む同僚の資格喪失年月日の記載が無く、資格取得時の記録しか記載されていない。しかし、同名簿には「喪失年月日不明分は最終記録が昭和18年8月1日は19年9月1日、19年10月1日は20年9月30日に決めていた」との取扱いを定める申し送りの記載がある。この申し送りの取扱いについて、F社会保険事務所が保管している被保険者名簿から、19年10月を最終とする「標準報酬等級並びに適用年月日」の記録が記載されている者を確認したところ、社会保険庁のオンライン記録では適用事業所でなくなった20年9月30日の



喪失年月日になっており、上記申し送りどおりの取扱いがなされていることが確認できることから、申立人についても、同様の取扱いがなされたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 20 年 9 月 30 日と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立事業所が保管していた厚生年金保険被保険者名簿から確認できる標準報酬等級の記載から 20 円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月から 59 年 6 月まで  
昭和 56 年 10 月に帰国した際、母親が市の広報で国民年金にさかのぼって加入できることを知り、母親からお金を預かり 2 年間さかのぼって納付をした。未加入、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 10 月に帰国した際、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料をさかのぼって納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61 年 6 月ごろ払い出されており、その時点で申立期間の大部分は時効により納付できない期間である上、申立期間の一部は未加入期間（学生及び海外在住）で納付ができない期間である。

また、国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間について、国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

さらに、申立人は国民年金加入時に 2 年さかのぼって納付し、翌年からは前納したと述べており、社会保険庁の記録によれば、申立期間直後の昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月までの保険料について、過年度納付されていることが確認できる上、昭和 62 年度以降は毎年前納されていること、及び申立人が記憶している金額と前述期間の納付金額がほぼ同額であることを踏まえると、申立人は当該納付と混同していることも完全には否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 61 年 3 月まで  
婚姻時に義父が国民年金の加入手続を行い、保険料についても義父が自治会の集金により納めてくれていた。申立期間が未加入とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には「初めて被保険者となった日」が昭和 61 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料が納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の義父も既に亡くなっており、申立人自身の記憶も曖昧であることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間が 21 年以上と長期間である。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の義父及び義母の国民年金保険料と一緒に納付していたと述べているが、申立人の義父の国民年金加入期間は昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間であり、申立人の義母の国民年金加入期間も 36 年 4 月から 46 年 3 月までの期間であることから、申立期間のうち 46 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料の納付は申立人のみとなるなど、申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの期間及び47年4月から平成元年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで  
② 昭和47年4月から平成元年11月まで

住民票の手続の都度、国民年金の手続をし、役所から送付される納付書で納付した。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金加入<sup>りよう</sup>手続及び保険料納付に関する記憶は不明瞭であることから、保険料の納付の事実を推定することは困難である。

また、申立期間は224か月と長期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号はその元夫と連番で昭和45年3月ごろ払い出され、その時点で申立期間①については時効により納付できない期間である。申立期間②についても納付をうかがわせる事情は見当たらない上、その元夫も未加入及び未納期間である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 61 年 3 月まで  
昭和 53 年 6 月ごろ、国民年金未加入調査のはがきが届き、特例納付で会社退職時までさかのぼって、保険料を納付した。金額は覚えていないが、A 市役所で現金で納付した。その後は口座振替で納付した。申立期間が未加入で未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 12 月 18 日に払い出されている上、61 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料が 62 年 2 月 2 日に納付されていることから、申立人はこの時期に初めて国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然である。

また、申立人は昭和 53 年 6 月ごろに、会社退職時までさかのぼって、国民年金保険料を納付したと述べているが、その時点では、申立人は旧法における厚生年金保険の老齢年金受給資格を満たしていることから任意加入者となり、制度上、52 年 5 月にさかのぼって国民年金に加入し、特例納付や過年度納付することができない。

さらに、申立人は、昭和 54 年 5 月以降の申立人名義の通帳を所持しており、その通帳に国民年金保険料が振替されているので、保険料を納付していたと述べているが、62 年 6 月分の国民年金保険料からは二人分の国民年金保険料の振替が確認できる上、その妻は 49 年 8 月に国民年金に任意加入していることから、62 年 5 月分以前の通帳から振替されている国民年金保険料は申立人の妻のものと推認される。

加えて、申立期間は未加入期間で保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から49年3月まで

私の妻が市の広報紙を見て、今まで納付していなかった保険料をまとめて納付できることを知った。昭和50年8月ごろボーナスをもらったため、妻が子供を連れ電車で社会保険事務所まで行って8万円から10万円の保険料を一括納付した。社会保険事務所で間違いなく保険料を納付したのに、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付方法等に係る申立人の妻の記憶も曖昧である上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に  
関与しておらず、ほかに申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立人の妻が申立人の国民年金保険料のみ8万円から10万円分を一括納付したと述べているが、申立人が申立期間を確定する際に、申立期間の始期をさかのぼって10万円分が納付される時点までとしていることから、申立人の記憶は明確でなく、申立人の主張の信憑性は乏しい。

さらに、申立人は申立期間以外にも複数の未納期間が存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成2年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月から平成2年7月まで

私は平成3年7月に結婚し、その後しばらくして、電話で女性の方から何度も国民年金保険料の過去の未納分を一括で支払うよう催促があった。電話対応は妻だったが妻と相談して、同年12月ごろに銀行で申立期間の国民年金保険料を20万円前後振り込んだ。未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年7月の結婚後、しばらくしてから国民年金の納付勧奨があったことから、その妻が同年12月ごろに銀行で申立期間の国民年金保険料を20万円前後納付したと主張しているが、同年12月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるほか、特例納付の実施時期でもないことから、申立人の主張は不自然である。

また、平成3年12月時点で遡<sup>そきゆう</sup>及納付可能だった期間の保険料額は申立人が記憶する金額と大きく異なる上、申立人の妻は同年12月に長女を出産しており、身重や出産後では、金融機関へ納めに行くのは無理だったかもしれないと証言している。

さらに、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料の納付時期等に係る申立人の妻の記憶も曖昧<sup>あいまい</sup>である上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、ほかに申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 60 年 9 月まで  
時期は定かでないが、A 町（現在は、B 市）役場から加入のお知らせが来たので母親が姉の分と一緒に役場で加入した。父親の預金口座から姉妹と一緒に保険料を納付していたので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親の預金口座から申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続した申立人の母親の記憶も曖昧であるため、国民年金の加入状況及び納付状況について証言が得られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 12 月ごろに、その姉と連番で払い出されており、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、その姉にも申立人と同じ未納期間が見受けられることを踏まえると、申立人の母親は、この時期に初めて申立人とその姉について国民年金の加入手続を行い、時効にかからない 60 年 10 月までの国民年金保険料をさかのぼって納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、オレンジとブルーの 2 冊しか年金手帳の交付を受けていないと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を納付したと推定するのは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から63年12月まで  
私の国民年金保険料は、母親及び妻が町役場で納付していた。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は申立人の国民年金保険料の納付に関する記憶も曖昧である上、申立人の妻も申立人と別居しており、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける証言等を得ることができないことから、申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、申立期間に引き続き、平成元年12月まで国民年金に加入しているが、申立期間後の保険料はすべて過年度納付（又は充当）によるものであり、このうち一番早い納付日である2年3月の時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 12 日から 54 年 8 月 28 日まで

私は、昭和 39 年春に学校を卒業し、集団就職でA県へ行った。その後B県に帰り、51年12月から54年8月までC社に勤務していたことは事実なので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がC社に勤務していたことは、事業主及び同僚の証言から推認できるが、同僚から「申立人は、給料から保険料は引かれていなかったことを事務担当者から聞いた記憶がある」との証言があるほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票について、申立期間の前後を含んだ期間を確認したが、申立人の氏名は確認できず、整理番号は連番となっており、欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主が既に死亡している上、事業主の家族及び会計事務所も関係書類を保存していないことから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 2 月 23 日まで  
② 昭和 29 年 12 月 3 日から 35 年 3 月 21 日まで

A社B工場を退職した時、責任者のC氏より結婚退職以外で退職する者には、脱退手当金の支払はしないと言われ、当時の事務員のD氏より厚生年金保険被保険者番号等を書いた書類を受け取り、次に就職する会社で年金記録をつないでもらうよう言われた記憶があり、脱退手当金の請求用紙には一切署名なつ印した記憶は無い。また、退職してから約6か月もたつてから、脱退手当金が支払われているのはおかしい。よって、申立期間について年金対象期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間②に係るA社B工場の被保険者名簿で申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した98名の女性従業員の脱退手当金支給記録を確認したところ、被保険者期間2年以上を有する受給資格者61名のうち41名に脱退手当金の支給記録があり、36名については資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定がされている上、当該事業所の責任者は、「事業所において従業員に代わって脱退手当金を請求していた」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答した記録がされており、社会保険事務所で管理している厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支払ったとされる表示がされているなど、

一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は退職の約6か月後に脱退手当金が支払われていることは不自然と申し立てているが、脱退手当金の支給に当たり申立期間①に係るE社は脱退手当金の裁定庁と異なる社会保険事務所の管轄であることから、社会保険庁及び当該事務所の厚生年金保険被保険者期間等の照会をする必要があり、事務処理上厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和35年9月7日に支給決定されていることに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月から 51 年 10 月まで  
② 昭和 51 年 11 月から平成 5 年 6 月まで

A社は販売業をしていて、5人ないし6人の従業員がいた。代表者はB氏だった。C社は企画販売会社であった。代表者はD氏であった。いずれの事業所でも給料から厚生年金保険料が控除され、C社では健康保険証の交付も受けていたと記憶している。昭和35年7月から51年10月までのA社に勤務していた約16年間と51年11月から平成5年6月までのC社に勤務していた約18年間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人は申立期間①に係るA社の事業主及び申立期間②に係るC社の法人役員として在任していたことは商業登記簿謄本により確認できるものの、当時の関係者とは連絡が取れず、勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料や証言を得ることはできなかつたが、社会保険庁の記録によると両社とも厚生年金保険の適用事業所として確認することができず、商業登記簿謄本で確認できる他の役員も在任期間中は国民年金又は他事業所の厚生年金保険に加入しており、申立人自身も申立期間①及び②については、国民年金及び他事業所の厚生年金保険に加入していることから、申立期間①及び②については、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが推認される。

さらに、申立期間①については約16年、申立期間②については約18年と

申立期間が長期間にわたるが、商業登記簿謄本によるとA社は昭和44年5月26日設立、49年12月3日解散、C社は53年11月25日設立、56年2月9日破産宣告しており申立人の申立期間とは異なっている。

加えて、申立人は、C社では健康保険証の交付も受けていたと申し立てているが、申立人は昭和46年8月16日に他事業所の厚生年金保険資格を喪失し、同日、国民健康保険資格を取得し現在に至っており、申立内容に矛盾がある。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 16 日から 38 年 12 月 2 日まで  
(A社B支店)  
② 昭和 41 年 7 月 22 日から同年 11 月 1 日まで  
(C社)

A社B支店に 25 歳の時に入社し、入社後 3、4 日目に健康保険証を渡された記憶がある。また、C社では昭和 56 年 4 月に退職するまでの間に途中で会社を辞めたという記憶は全く無いので、それぞれの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①については、A社B支店の厚生年金保険の新規適用日が昭和 38 年 12 月 2 日であり、申立人は国民年金発足時の 36 年 4 月から 38 年 11 月まで国民年金に加入し、保険料を納付していることを踏まえると、申立期間①に厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、A社B支店は、平成 15 年 6 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の厚生年金保険への加入状況を確認することができない。

さらに、申立期間と一緒に勤務していた同僚の氏名の記憶も無く、確認することができない。

申立期間②については、C社には、申立人に係る昭和 41 年 7 月 22 日の厚生年金保険被保険者資格喪失届と同年 11 月 1 日の同資格取得届が保管されており、また、申立人自身も申立期間に国民年金に加入し、一部ではあるが、

保険料も納付している。

さらに、元事業主の妻に確認したところ「申立人は、自営業を始めるため、一度退職している」との証言を得た。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から22年3月31日まで  
当時、学校からの紹介でA社に昭和19年4月ごろから22年3月ごろまで、一般事務員として働いていた。その当時、雇用保険や社会保険等に参加していたと思う。申立期間当時から60年以上経過しており証言者や同僚等はいないと思うが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年4月1日から同年9月30日までは、女性に厚生年金保険が適用されていない。一方、女性に厚生年金保険が適用された同年10月1日以降の申立期間に関しては、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、A社、同社B工場及び昭和20年1月15日に同社が合併したC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における申立人の記録は確認できなかった。

さらに、申立人は「雇用保険に加入していたと思う」と主張しているが、失業保険法は昭和22年11月から適用されており、申立期間は制度施行前である。

なお、申立人は昭和30年2月26日に厚生年金保険被保険者期間のあるD社、E社及びF社に係る脱退手当金を受給しており、A社の厚生年金保険被保険者期間が存在したとすれば、厚生年金保険被保険者台帳の事業主氏名欄等に記帳され、D社等3社の脱退手当金と合わせて支給されていたと考えられる。

このほか、申立人は申立期間当時の事情を知る同僚の氏名等を覚えていな

い上、当時の上司は他界しており、同僚も高齢等により聴取できず、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。